



三重県公報

令和元年5月17日(金)

第4号

毎週火・金曜日発行

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則	(漁業環境課)	2
告 示			
40	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	2
41	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
42	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の変更登録	(同)	3
43	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
公 告			
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁業環境課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	8
	落札者を決定した旨	(同)	14
	同件	(同)	14
お 知 ら せ			
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による管理美容師資格認定講習会の指定	(食品安全課)	14

規 則

三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三号

三重県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

三重県水産業協同組合法施行規則（平成三十年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（漁業生産組合の設立、定款の変更、合併、解散、組織変更等の届出） 第四十条（略） 2～8（略） 9 第七条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条（定款で監事を置く生産組合に限る。）、第二十八条第一項第三号、第六号及び第七号、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条並びに第三十五条の規定は、生産組合について準用する。	（漁業生産組合の設立、定款の変更、合併、解散、組織変更等の届出） 第四十条（略） 2～8（略） 9 第七条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条（定款で監事を置く生産組合に限る。）、第二十八条第一項第三号、第六号及び第七号、第二十九条第一項並びに第三十五条の規定は、生産組合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 40 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 5 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	医療法人 どんぐり どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113 番地 3	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	伊勢調剤薬局 一之木店	伊勢市一之木 4 丁目 845-2	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	はあと薬局 大台店	多気郡大台町栃原 1150-2	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	紀南調剤薬局	南牟婁郡御浜町阿田和 4735	平成 31 年 4 月 1 日
病院・診療所	きない心のクリニック	津市藤方 66	令和元年 5 月 1 日
薬局	ドライブスルーしろやま薬局	津市藤方 35-1	令和元年 5 月 1 日
薬局	スギ薬局 羽津東店	四日市市八田一丁目 1 番 27 号	令和元年 5 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和元年 5 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション あいさ	津市上浜町 6 丁目 78-1 津西コーポ 201	令和元年 5 月 1 日

三重県告示第 41 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成15年6月18日 第17号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 萩 隆	四日市市浜田町4番20号

3 変更内容

農産物検査員が検査を行う農産物の種類の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
矢野 勝也	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242010468
伊藤 章人	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242011469
若島 裕久	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242001470
阿部 剛志	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242002471
渡邊 隆弘	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242005472
大原 康嗣	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242001473
太田 健一	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242002474
松尾 篤士	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242006475
前田 雄也	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242010476
伊藤 崇裕	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242008477
石川 拓矢	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242014478
久保田 啓佑	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K242017479

三重県告示第42号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第19条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をしましたので、法第19条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成15年6月18日 第17号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 萩 隆	四日市市浜田町4番20号

3 変更内容

地域登録検査機関が検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば）

4 変更登録日

令和元年5月9日

三重県告示第43号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス桔梗が丘店
名張市蔵持町原出 1347-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和元年12月27日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,654 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	67台	縦覧による
合 計	67台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	24台	縦覧による
合 計	24台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	32 m ²	縦覧による
合 計	32 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	9.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

平成31年4月26日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年5月17日から同年9月17日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木英敬

七取土地改良区（桑名市多度町多度一丁目1番地1）

退任理事

桑名市多度町香取141-1番地

〃 〃 平古（古敷）373番地

〃 〃 香取362-1番地

〃 〃 上之郷115番地

〃 〃 〃 721番地

〃 〃 福永（東）1295-1番地

〃 〃 平古（平賀）49番地

〃 〃 福永（西）197番地

伊藤初彦

伊藤三好

伊藤兵衛

鷺野薫

大平善郎

毛利道郎

平野利彦

伊藤欽允

退任監事

桑名市多度町平子（平賀）30番地

〃 〃 福永（東）1279番地

〃 〃 平古（古敷）388-2番地

〃 〃 福永（西）1653番地

平野重治

毛利忠文

平野靖尚

江上春雄

就任理事

桑名市多度町香取362-1番地

〃 〃 〃 372-1番地

〃 〃 上之郷115番地

〃 〃 〃 721番地

〃 〃 福永（東）1295-1番地

〃 〃 平古（平賀）49番地

〃 〃 平古（古敷）373番地

〃 〃 福永（西）294-8番地

伊藤兵衛

瀬古修

鷺野薫

大平善郎

毛利道郎

平野利彦

伊藤三好

服部良治

就任監事

桑名市多度町福永（東）1300番地

〃 〃 平古（平賀）30番地

〃 〃 平古（古敷）388-2番地

毛利浩治

平野重治

平野靖尚

桑名市多度町福永（西）269 番地

服部 喜幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町1810番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、嬉野町三郷井土地改良区（松阪市嬉野宮古町950番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長島町土地改良区（桑名市長島町松ヶ島38番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町中上3268番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から平成31年6月まで	若干
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	90,500トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	36,000トン
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
くろまぐろ	平成30年7月から平成31年3月まで	(注)

(注1) くろまぐろについては、別に定める。

(注2) まさば及びごまさばの数量のうち、3,000 トンは県が留保し、資源の来遊状況に応じて知事が配分する。

第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成31年7月から平成32年6月まで	(注1)
まあじ	平成31年1月から12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から12月まで	126,000トン
まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月まで	(注1)
するめいか	平成31年4月から平成32年3月まで	若干
くろまぐろ	平成31年4月から平成32年3月まで	(注2)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成30年	平成31年
さんま	敷網漁業	若干	(注1)
まあじ	中型まき網漁業	若干	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	51,000トン	72,000トン
	船びき網漁業	37,500トン	51,000トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	31,000トン	(注1)
	定置漁業	若干	(注1)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

(注3) 第2で定めたまさば及びごまさばの数量のうち県が留保する数量は上表に掲げる採捕の種類別に配分し、配分した場合には、知事はその旨を公表する。当該公表がなされた場合は、上表は公表された数量を反映した数量とする。

変更後

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から令和元年6月まで	若干
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	90,500トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から令和元年6月まで	53,500トン
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
くろまぐろ	平成30年7月から平成31年3月まで	(注)

(注1) くろまぐろについては、別に定める。

(注2) まさば及びごまさばの数量のうち、1,500トンは県が留保し、資源の来遊状況に応じて知事が配分する。

第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	令和元年7月から令和2年6月まで	(注1)
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	126,000トン
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	(注1)
するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	若干
くろまぐろ	平成31年4月から令和2年3月まで	(注2)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

- 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。
 また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。
 さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第 1 種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成 30 年	平成 31 年
さんま	敷網漁業	若干	(注 1)
まあじ	中型まき網漁業	若干	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	51,000 トン	72,000 トン
	船びき網漁業	37,500 トン	51,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	51,000 トン	(注 1)
	定置漁業	若干	(注 1)

(注 1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注 2) くるまぐろについては、別に定める。

(注 3) 第 2 で定めたまさば及びごまさばの数量のうち県が留保する数量は上表に掲げる採捕の種類別に配分し、配分した場合には、知事はその旨を公表する。当該公表がなされた場合は、上表は公表された数量を反映した数量とする。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和元年 5 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業期間

平成 31 年 4 月 15 日から令和元年 9 月 9 日まで

3 作業地域

伊賀市喰代、同市高山、同市蓮池、同市上友生、同市界外、同市中友生、同市下友生、同市生琉里、同市西明寺、同市荒木、同市寺田、同市高畑、同市羽根、同市上野車坂町、同市上野田端町、同市上野伊予町、同市上野寺町、同市上野玄蕃町、同市上野赤坂町、同市上野農人町、同市平野城北町、同市平野西町、同市平野東町、同市平野上川原、同市平野北谷、同市平野清水、同市平野蔵垣内、同市平野樋之口、同市平野見能、同市平野山之下、同市平野六反田、同市緑ヶ丘東町、同市緑ヶ丘中町、同市緑ヶ丘本町、同市緑ヶ丘西町、同市緑ヶ丘南町、同市上野茅町、同市上野池町、同市上野恵美須町、同市上野桑町、同市上野東日南町、同市上野西日南町、同市上野愛宕町、同市上野鉄砲町、同市上野万町及び同市上野忍町

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 5 月 17 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
教職員人事管理システム再構築技術支援業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が「入札説明書」で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 4 年 9 月 30 日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
「仕様書」のとおり
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請を行うまでに、7(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明書（ICカード使用届）は不要とします。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 6 月 4 日（火）15 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を、令和元年 7 月 1 日（月）15 時まで提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの。）の写し
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は、11 部（正本 1 部、副本 10 部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とします。
 - (3) 原稿サイズは A4 を基本とし、両面使用により頁数はおおむね 35 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
 - (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
 - (5) 製本の編綴順序は、資料 3 の「提案書記載依頼事項」の項目順序のとおり編綴してください。

- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- (7) その他必要な事項は、資料3「提案書記入要領」によることとします。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本案件担当予定者の出席をお願いします。
なお、詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教職員課事務局人事班 担当 酒井、水谷
電話 059-224-2953 ファクシミリ 059-224-3040
- (2) 契約事務担当所属
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 入札説明書の配布方法
本公告日から令和元年6月27日(木)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和元年6月10日(月)までに通知します。
- (6) 技術提案書等の提出日時及び方法等
ア 提出期間 令和元年6月11日(火)8時30分から同月14日(金)17時まで
イ 場所 (1)に掲げる所属
ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「教職員人事管理システム再構築技術支援業務委託提案書等在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書聴取会の実施
ア 日程は次のとおりです。
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
令和元年6月25日(火)予定
イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
ウ 技術提案書聴取会の所要時間は45分とし、うち説明は30分以内とします。
エ 出席者は、6の本案件担当予定を含め3名以内とします。
- (8) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年6月27日(木)15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和元年6月27日(木)15時まで
なお、入札書は令和元年6月17日(月)から同月27日(木)15時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県教育委員会事務局教職員課事務局人事班
案件名 教職員人事管理システム再構築技術支援業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和元年6月27日(木)15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

本入札においては、入札書に記載された金額(消費税及び地方消費税を含みます。)をもって契約金額としますので、入札価格は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税を含みます。)としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、入札説明書によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Educational staff human resources management system's technical assistance of rebuilding
- (2) Submission of Proposal :
Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 8:30 A.M. on Tuesday, June, 11, 2019 and 5:00 P.M. on Friday, June 14, 2019.
- (3) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, June 27, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, June 17, 2019 and 3:00 P.M. on Thursday, June 27, 2019.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, June 27, 2019.
- (5) Managing Authority :
Education Staff Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570 Japan
TEL 059-224-2953 FAX 059-224-3040

別記 落札候補者決定基準の概要

1 目的

この基準は、教職員人事管理システム再構築技術支援業務の受託者を決定するに当たり、総合評価一般競争入札により提出のあった提案書の選定方法について必要な事項を定めるものです。

2 選定業務

- (1) 総合評価技術審査会（以下「審査会」といいます。）は、以下の各項により選定業務を行います。
- (2) 提出された提案書について、別紙「総合評価入札適否評価基準」（以下「適否評価基準」といいます。）に基づき適否評価を行います。
ただし、提出された提案書が5件程度又はこれに満たない場合にあっては、適否評価を省略することができます。
- (3) 前項の適否評価において「適」とされたもの又は前項ただし書きのものにあっては、別に定める「提案書評価表」に基づき選定を行い、最優秀提案を決定します。

3 適否評価

- (1) 適否評価は「適・否」2段階の絶対評価で行い、以下の各項により行います。
- (2) 審査会の各委員は、「総合評価入札適否評価表」（様式1）により、提出された提案書の適否評価を行います。
- (3) 「適」とは、適否評価基準に示す各評価項目において、それぞれ委託目的及び条件等に照らし合わせ、担当課が採り得る内容を備えているものをいいます。
- (4) 「否」とは、前項でないものをいいますが、具体的には次項によります。
- (5) 出席委員の判定する各評価項目の「適」「否」の総数を分母とし、「否」を分子とした場合の割合が4分の1を超えるもの又は同一評価項目について出席委員の過半数が「否」の判定をした提案書については、不適格なものとし見なし選定対象から除外します。

4 選定

- (1) 選定は、優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階相対評価で行い、以下の各項により行います。

- (2) 審査会の各委員は、「総合評価入札選定表」(様式 2)により、前条の適否評価において「適」とされた提案書又は第 2 条第 2 項ただし書きのものについて、内容点の評価項目毎に評価を行います。
- (3) 提案書の評価は、審査会の各委員それぞれの内容点を平均した点と価格点を合計した得点をもって行います。
- (4) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、入札に係る技術的要素が、入札公告によって明らかにした要求要件の最低限の要求要件を全て満たしているもののうち、前項で決定された得点の最も高い得点を得た提案を本総合評価入札の最優秀提案とし、最優秀提案の提案者を本委託業務の選定事業者として決定します。
- なお、最高得点者が 2 者以上ある場合は、審査会の委員の評価順位において最も上位とした委員が多い提案を最優秀提案とします。
- (5) 提出された提案書が 1 件であった場合は、審査会において 3 の適否評価結果等を総合的に判断して、本委託業務の選定事業者とするかを決定します。
- 5 配点及び計算方法
- (1) 総合評価入札の評価項目及び点数配分は、下表「評価項目及び点数配分表」のとおりであり、100 点を満点とします。
- (2) 内容点の評価項目(1)から(5)までの採点については、次の例示に沿って行い、審査会の各委員の評価にそれぞれの評価項目毎の掛け率を乗じて事務局が採点・集計します。
- (掛け率とは、最も優秀なものが点数配分の満点となるように乗じる数値です。)
- (例) 配点方法(各項目)
- ア 4 件の場合 「4・3・2・1」で配点します。
- イ 6 件の場合 「5・4・3・2・1」「1」で配点します。
- (3) 審査会の委員は、前項の配点について複数の提案書の提案内容に優劣つけがたいときは、同評価の配点を行うことができます。
- (例) 同評価の配点方法(各項目)
- ア 最も優秀なものが 3 件の場合 「5・5・5・2・1」で配点します。
- イ 2 番目に優秀なものが 2 件の場合 「5・4・4・2・1」で配点します。
- (4) 項目(6)の採点については、取組が認められた項目の配点の合計を配点します。
- (例) 4 取組のうち、配点 1 の項目 3 件について取組が認められた場合 3 点を配点します。
- (5) 前項までの規定にかかわらず、資料 4「提案書評価表」の記述内容で記述が求められている事項(※印が付されたものを除きます。)について、提案書に記述が無いもの又は正当な理由なく記述が著しく不足するものについては、評価項目の配点を「0」とします。配点「0」の提案があった場合の第 2 項及び第 3 項の採点は、以下のとおりとします。
- (例) 配点方法(各項目)
- ア 4 件のうち 1 件が「0」の場合 「3・2・1」「0」で配点します。
- イ 6 件のうち 2 件が「0」の場合 「4・3・2・1」「0・0」で配点します。
- (6) 2(2)ただし書きにより適否判定が省略された場合に限り、出席委員の人数に 100 を乗じた数を分母とし、配点が「0」となった評価項目の点数配分の合計を分子とした場合の値が四分の一を超えるもの又は同一評価項目について出席委員の過半数が「0」の配点をした提案書については、不適格なものとし選定対象から除外します。
- (7) 評価項目(7)の価格点の採点については、40 点を満点とし、以下の手順で算定します。
- ア 価格点 = $40 \times \{1 - (\text{令和元年 7 月分から同年 9 月分までの入札内訳書(消費税及び地方消費税を含みません。以下同じ。)}) \times 1.08 + \text{令和元年 10 月分から令和 2 年 3 月分までの入札内訳書} \times 1.10 + \text{令和 2 年度分入札内訳書} \times 1.10 + \text{令和 3 年度分入札内訳書} \times 1.10 + \text{令和 4 年度分入札内訳書} \times 1.10) / \text{評価基準価格}$
- イ 評価基準価格は 36,502,400 円(消費税及び地方消費税を含みます。)とします。
- (8) 事務局は、「総合評価入札選定集計表」(様式 3)により内容点と価格点を集計し、総合順位をつけます。
- 6 技術提案書聴取会の実施
- 技術提案書聴取会は、入札説明書(調達説明書)のとおり実施します。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年5月17日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成31年度三重県立特別支援学校北勢きらら学園スクールバス運行業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 |
| 3 | 落 札 決 定 日 | 平成31年3月27日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市中央1番1号
三重交通株式会社 取締役社長 雲井 敬 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 27,480,000円
契約金額 29,953,200円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成31年1月29日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年5月17日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 県有スクールバス用大型バス（ノンステップ）の購入（1台） |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 |
| 3 | 落 札 決 定 日 | 平成31年4月9日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市垂水字中境505番地
三重いすゞ自動車株式会社 代表取締役 川村 則之 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 28,460,410円
契約金額 28,460,410円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成31年2月15日 |

お 知 ら せ

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

令和元年5月17日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 1 | 主催者の名称及び所在地 |
| (1) | 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター |
| (2) | 住所 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階 |
| (3) | 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地 |
| | 名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所 |
| | 所在地 愛知県名古屋市中区上前津2-10-28 美容あいち会館1F |
| | 電 話 052-684-5657 |
| 2 | 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の実施計画 |
| (1) | 講習期間及び日程 |
| | 講習期間 令和元年9月2日（月）から同月30日（月）まで |

講習日程

	講 習 日	9:30~12:30	13:30~16:30
第1日	令和元年 9月 2日 (月)	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生
第2日	令和元年 9月 9日 (月)	衛生管理	衛生管理
第3日	令和元年 9月 30日 (月)	衛生管理	衛生管理

(2) 講習会場の名称及び所在地

講習会場 三重県勤労者福祉会館

所在地 津市栄町1丁目891番地

電 話 059-225-2800

(3) 講習予定人員

管理理容師資格認定講習 10名

管理美容師資格認定講習 90名

(4) 受講料

1人 16,000円

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
